

愛知産業大学大学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知産業大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法と学校教育法に基づき、各種産業に関する高度な知識と学術を授けるとともに、深く専門の技能・理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り英知と勤勉な国民性を高め、産業及び文化の発展に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について常に自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価については、愛知産業大学（以下、「本学」という。）の自己点検・評価に関する諸規程を準用する。

(研究科)

第3条 本大学院に造形学研究科を置く。

2 造形学研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

人間の生活に不可欠な造形活動を、生活を包み容れる建築空間を創り出す「社会造形」と、日常行為を支える用具や生活様式を提案する「生活造形」の面から深く探究し、これらの実務に携わる、高度な倫理観と知識・技能を併せもった実践的職業人の育成を目的とする。

(課程)

第4条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻及び収容定員)

第5条 研究科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学生定員	
		入学定員	収容定員
造形学研究科	建築学専攻	10名	20名
	デザイン学専攻	10名	20名

2 前項の専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 建築学専攻 現代の建築・都市文化が関わる自然環境及び社会環境を視野に入れた建築学の学問的深奥を追究し、人間の営為を支え育む空間創出としての「社会造形」に携わる総合的な職能教育を理念とし、高い倫理観に立ち、高度な知識・技能を持った実践的職業人の育成を目的とする。
- デザイン学専攻 人間の基本的諸性質の原理的考察と現代社会が抱える諸問題の検討に基づき、デザイン行為の在り方と進むべき方向を探究し、よりよい日常創出としての「生活造形」を旨とする総合的な職能教育をめざし、高い倫理観と知識・技能を具えた実践的職業人の育成を目的とする。

- 3 研究科の各専攻のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別に定める。

(職員組織)

第6条 研究科に研究科長及び専攻長を置く。研究科長は研究科の学務を管掌する。専攻長は専攻の学務を管掌し、研究科長を補佐する。その他事務の処理、学生の指導・助言、福祉等のため、研究科に一定数の事務職員を置く。

- 2 研究科長及び専攻長の選考に関しては、本大学院の研究科長選考規程及び専攻長選考規程による。

- 3 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修会（第23条の2に規定するものを除く）の機会を設けることその他必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）を行う。

(研究科委員会)

第7条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

- 3 研究科委員会が必要と認めた場合は、前項に掲げる者以外の者に研究科委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

- 4 研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。

第8条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、修了、及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(授業料等)

第9条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実習費等の金額は、次のとおりとする。

	造形学研究科	
	建築学専攻	デザイン学専攻
入学検定料	35,000 円	35,000 円
入 学 金	150,000 円	150,000 円
授 業 料 (年額)	500,000 円	500,000 円
教育充実費 (年額)	200,000 円	300,000 円
実 習 費 (年額)	50,000 円	50,000 円

2 納付金に関する必要な規程は別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限等

(学年、学期、休業日)

第10条 学年、学期、休業日については、本学学則第4条から第6条までの規定を準用する。

(修業年限)

第11条 研究科の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項で定める年限を超えて計画的に修業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、長期履修学生として3年又は4年の修業年限を認めることができる。

(在学年限)

第12条 学生は、研究科に4年を超えて在学することができない。

2 前項にかかわらず、第11条第2項で定める長期履修学生は、修業年限が3年の場合は在学年限を5年、修業年限が4年の場合は在学年限を6年とする。

3 第1項及び第2項の期間には、休学の期間を算入しない。

第3章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により、大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国における学校教育において16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 本大学院が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (8) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(入学者の選考)

第15条 入学志願者に対して、入学試験を行う。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第16条 入学試験に合格した者は、学長が指定する期日までに所定の納付金を納入し、かつ必要書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の規定により所定の納付金を納入し、かつ必要書類を提出した者に対して、入学を許可する。

(再入学)

第17条 学長は、本大学院を退学した者、又は第22条の規定により除籍された者で再入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することがある。

2 再入学の時期は学期の始めとし、再入学前の在学年数は、再入学後の在学年数に加算するものとする。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学院から転入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することがある。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない理由により90日以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、休学の期間を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間中の納付金の納入については、本学学則第32条の規定を準用する。

(復学)

第20条 休学中の学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第22条 学長は、次の各号の一に該当する学生を除籍することができる。

(1) 納付金の納入を怠り、督促しても納入しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 休学の期間満了後も就学することのできない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

第4章 授業

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

第23条の2 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施する。

（教室等以外の場所での履修）

第23条の3 第23条の授業科目を多様なメディアを高度に利用して、別に定めるところにより、当該授業を教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位修得の認定）

第24条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、認定のうえ単位を与える。

2 単位の認定は、試験によるものとし、その方法は別に定める。

（他の大学院及び本学学部授業科目の履修と単位認定）

第25条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院及び本学学部の授業科目を履修することを認める。

2 他の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

（入学前に他の大学院において修得した単位の認定）

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、他の大学院の授業科目を履修して修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後に本大学院の授業科目を履修して修得したものとみなすことができる。

（研究指導）

第27条 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文又は修士設計作品ないし修士制作作品（以下、「修士論文等」という。）にあたっては、指導教員による指導（以下、「研究指導」という。）を受けなければならない。

2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生は他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位

（課程の修了）

第28条 学長は、学生が本大学院に2年以上在学し、別に定めるところにより30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等の研究成果の審査及び最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て本大学院の課程の修了を認定する。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

3 修業年限は、特に優れた業績が認められる学生については、第11条の規定にかかわらず、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 本大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	学位の種類
造形学研究科	建築学専攻	修士 (建築学)
	デザイン学専攻	修士 (デザイン学)

第6章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第30条 国、地方公共団体又は他の研究機関や民間企業等から、その職員の本大学院における研修を委託されたときは、本大学院における授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第31条 本大学院において特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、本大学院における教育研究に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講生)

第32条 本大学院において、授業科目を履修しようとする他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講生と称する。

(特別研究生)

第33条 本大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、その受入れを認めることがある。

2 前項により受入れた学生は、特別研究生と称する。

(外国人留学生)

第34条 学長は、外国人(日本で永住権を有する者を除く)であって、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第7章 教員免許状

(教育職員免許状)

第35条 本大学院造形学研究科における授業科目より、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

造形学研究科	建築学専攻	高等学校教諭	専修免許状	工業
	デザイン学専攻	中学校教諭	専修免許状	美術
		高等学校教諭	専修免許状	美術

2 高等学校教諭専修免許状を取得できる者は、高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者に限る。

第8章 賞罰

(表彰)

第36条 学長は、学生として表彰に値する行為があるときは、研究科委員会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第37条 学長は、教育上必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補則

(補則)

第38条 この学則施行について必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学生にあつては、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前入学生にあつては、別表第一の授業科目及び単位数について、従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前入学生にあつては、従前の規定を適用する。

別表第1 授業科目及び単位数

建築学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数又は時間数			修了要件単位数
			必修	選択	自由	
共通科目	日本の造形A	1		2		必修 8単位 選択 22単位以上 合計 30単位以上 ※なお、上記の単位修得とともに、修士論文又は修士設計作品提出、並びにその研究成果の審査及び最終試験に合格したとき、本大学院の課程の修了を認定する。
	日本の造形B	1		2		
	造形倫理学	2		2		
	造形特論	2		2		
	建築学特別講義	1		2		
	デザイン学特別講義	1		2		
	マネジメント学特別講義	2		2		
	マネジメント特論	1		2		
	技術・産業論	1		2		
専門科目	設計演習A	1		2		
	設計演習B	1		2		
	設計演習C	2		2		
	設計演習D	2		2		
	実務研究	1		2		
	建築時事	2		2		
	実務実習				16	
	建築環境論	1		2		
	都市設計論	1		2		
	都市環境論	1		2		
	建築設計論	1		2		
	インテリア実務論	1		2		
	インテリア論	1		2		
	材料設計論	1		2		
	構造設計論	1		2		
	構造安全論	1		2		
	建築学ゼミナールA	1	2			
	建築学ゼミナールB	1	2			
	建築学ゼミナールC	2	2			
	建築学ゼミナールD	2		2		
建築学ゼミナールE	2	2				
建築学ゼミナールF	2		2			
合計			8	52	16	

デザイン学専攻

科目区分	授業科目	配当年次	単位数又は時間数			修了要件単位数
			必修	選択	自由	
共通科目	日本の造形A	1		2		必修 8単位 選択 22単位以上 合計 30単位以上 ※なお、上記の単位修得とともに、修士論文又は修士制作作品提出、並びにその研究成果の審査及び最終試験に合格したとき、本大学院の課程の修了を認定する。
	日本の造形B	1		2		
	造形倫理学	2		2		
	造形特論	2		2		
	建築学特別講義	1		2		
	デザイン学特別講義	1		2		
	マネジメント学特別講義	2		2		
	マネジメント特論	1		2		
	技術・産業論	1		2		
専門科目	デザイン演習A	1		2		
	デザイン演習B	1		2		
	デザイン演習C	2		2		
	デザイン演習D	2		2		
	実務研究	1		2		
	感性学	1		2		
	認知科学	1		2		
	デザイン時事	2		2		
	外書講読	2		2		
	視覚デザイン論	1		2		
	情報デザイン論	1		2		
	製品デザイン論	1		2		
	空間デザイン論	1		2		
	AIデザイン論	1		2		
	I o Tデザイン論	1		2		
	デザイン学ゼミナールA	1	2			
	デザイン学ゼミナールB	1	2			
	デザイン学ゼミナールC	2	2			
	デザイン学ゼミナールD	2		2		
	デザイン学ゼミナールE	2	2			
デザイン学ゼミナールF	2		2			
合計			8	52	0	